

会員通知 第31号
2022年4月1日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

国内の他の金融商品取引所における市場区分の見直しに伴う「制度信用銘柄
及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正について

本所は、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正を行い、本年4月4日から施行します。（詳細については、規則改正新旧対照表をご参照ください。）

今回の改正は、国内の他の金融商品取引所における市場区分の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

I 改正概要

貸借銘柄の選定基準を定める規定において、「国内の他の金融商品取引所に上場された株券で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された」銘柄とされている規定について、「株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された」銘柄とし、当該新市場区分の見直しに伴い所要の対応を行います。

・制度信用銘柄及び
貸借銘柄の選定に
関する規則第3条

II. 施行日

・2022年4月4日から施行します。

以上

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、<u>株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された地場銘柄</u>に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa、bに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに定める規定に適合する銘柄であるとき。</p> <p>a <u>株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄</u></p> <p>第1項第3号b及び第7号から第12号までの各号</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。</p>	<p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、<u>国内の他の金融商品取引所に上場された株券</u>で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された<u>地場銘柄</u>に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のa、bに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに定める規定に適合する銘柄であるとき。</p> <p>a <u>国内の他の金融商品取引所に上場された株券</u>で当該他の金融商品取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された<u>銘柄</u></p> <p>第1項第3号b及び第7号から第12号までの各号</p> <p>b (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>9・10 (略)</p>